

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会自動車情報管理センター 保適証サービス 料金に関する細則

第1条 目的

第2条 サービス利用料金

第3条 請求及び支払

第4条 料金の周知

附則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下、「日整連」という。）自動車情報管理センター保適証サービス利用規約第20条に基づいて、その料金に関して必要な事項を定めることを目的とします。

(サービス利用料金)

第2条 サービス利用料金は、保適証情報登録1件あたり ~~36円~~33円（消費税込み）とします。

2 日整連は、証明書情報処理業務に関して重大な経済事象、天変地異等により、予定した収益及び費用に大幅な変動が生ずる場合には、サービス利用料金を変更することがあります。

(請求及び支払)

第3条 日整連は、当月の保適証サービスの利用（保適証情報の登録）の件数に、第2条第1項に規定するサービス利用料金を乗じた金額を当月分料金として請求します。

2 利用件数は保適証サービスに保適証情報が登録された時点でのカウントとなります。

3 支払方法は、原則、利用者より新規利用申込時に指定された口座（途中、変更申込により口座を変更した場合は当該口座）より口座振替または自動払込にて徴収します。なお、当月分は原則として1日から月末までの利用件数とします。

4 当月分料金の口座振替または自動払込はサービス利用月の翌々月の6日付（6日が金融機関休業日の場合は翌営業日）とします。

5 前4項による口座振替または自動払込が何らかの理由により完了できない場合は、同月の27日付（27日が金融機関休業日の場合は翌営業日）で再度、口座振替または自動払込を実施します。

6 日整連は、前4項及び5項による口座振替または自動払込を行うにあたり、当月分料金明細を日整連・継続検査OSS管理システムで案内することとし、指定自動車整備事業場においてはログインID及びパスワードにて、当該システムにログインし確認するもの

とします。

- 7 日整連は、前 5 項による口座振替または自動払込が利用者の都合により完了できない場合は、請求書を発行します。
- 8 日整連は、前 5 項による口座振替または自動払込が日整連または金融機関の都合により完了できない場合は、請求書を発行します。
- 9 利用者は、前 7 項により日整連より請求書が発行された場合は、請求書が発行された月の翌月末までに料金を支払います。(振り込みに係る手数料は利用者の負担となります。)
- 10 利用者は、前 8 項により日整連より請求書が発行された場合は、請求書が発行された月の翌月末までに料金を支払います。(振り込みに係る手数料は日整連負担となります。)

(料金の周知)

第 4 条 日整連は、料金を変更する場合、実施 2 カ月以上前にその内容に関して各種媒体を通じて周知します。

附則

本細則は、日整連が証明書情報処理業務を開始する日から効力を発するものとします。

附則

本細則は、平成 29 年 4 月 1 日から適用します。

附則

本細則は、令和元年 10 月 1 日から適用します。

附則

本細則は、令和 5 年 10 月 1 日から適用します。

附則

本細則は、令和 6 年 4 月 1 日から適用します。